

総務大臣による指定基準

基準 1 募集適正実施基準

基準 2 返礼割合 3 割以下基準

基準 3 地場産品基準

※各地方団体は、指定を受けている期間を通じて、各基準に適合した募集を行う必要があり、基準のいずれかに適合しなくなったと認められるときは、指定を取り消される。

(参考)

< 地方税法関係条文抜粋 >

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

⇒ **基準 1** ふるさと納税の募集を適正に実施すること

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領した当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

⇒ **基準 2** 返礼品は返礼割合 3 割以下とすること

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

⇒ **基準 3** 返礼品は地場産品とすること

3 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

<平成三十一年四月一日付総務省告示第百七十九号関係条文抜粋・要約>

基準1 **募集適正実施基準** ※以下のいずれにも該当すること

（募集の適正な実施に係る基準）

第二条 略

- 一 地方団体による第一号寄附金（都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金）の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 次に掲げる者を通じた募集
 - (1) 寄附者から返礼品等の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者
 - (2) 第一号寄附金の寄附に伴って寄附者に対し金銭その他の経済的利益を提供する者
 - ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ホ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供
- 二 各年度において第一号寄附金の募集に要した費用の額の合計額が、当該各年度において受領した第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。
- 三 地方団体が返礼品等として提供する食品を取り扱う者による当該食品の産地名の適正な表示を確保するため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じていること。
 - イ 当該者との契約において、次に掲げる規定を設けること。
 - (1) 当該者において、当該食品の産地名を適正に表示する旨の規定
 - (2) 当該地方団体が必要と認めるときは、当該者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができる旨の規定

ロ イに掲げる契約の規定に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、当該者において当該食品の産地名の適正な表示が行われていないことが疑われる場合又は当該食品について第五条に定める基準に適合しないおそれがある場合には、速やかに実地調査等を行うこと。

基準3 地場産品基準 ※以下のいずれかに該当すること

(地場産品基準)

第五条 略

- 一 当該地方団体の 区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の 区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

認められる例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区内で生産された牛乳や果物を100%使用して製造されたジェラート ・ 区内で事業者が100%自社で栽培したりんごを使用して区外の工場加工したりんごジュース ・ 原材料の柑橘のうち9割以上区内で生産された柑橘を使用したジュース
認められない例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造に用いる牛乳のうち区内で生産された牛乳を約1割使用した区外製造のアイスクリーム ・ 区内で生産された醤油・ポン酢を使用した区外加工されたもつ鍋・水炊き ・ スチール缶の原材料となる鉄を区内で製造しそのスチール缶を使用したビール

- 三 当該地方団体の 区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。

イ 食肉の熟成又は玄米の精白であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの

ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの

認められる例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区外で生産された豚肉を区内で切断、調理、袋詰めしている豚肉加工品 ・ 区外で生産された原材料を用いて、区内で醸造した酒類 ・ 区外で生産されたグラスに、螺鈿細工や漆芸等を 区内で事業者が施した工芸品
認められない例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で生産し、区内で事業者が検品を行っているラジオ ・ 区内事業者が梱包している区外で生産された果物 ・ 区外で生産されているが区内の茶商が監修しているペットボトルのお茶

※ 企画立案に関する留意事項

区域内で行われる主要な工程が、企画立案や商品設計、研究開発等、物品に実質的な変更を加える製造・加工以外のものである場合は、直ちに当該基準に該当するものではない。

この場合においては、当該製品の製造業者により、当該製品の価値（価格）の過半がA団体の区域内で生じている旨の証明がなされた場合に限り、当該製品をA団体の返礼品として提供することが可能となる。

四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

認められない例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台東区内で創業した事業者が台東区外で生産するもの ・ 台東区の出身者であるパティシエが台東区外で製造する洋菓子 ・ 台東区出身者等ゆかりの者に関連したもの ・ 包装紙に台東区名が記載されているだけのもの
---------	--

六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

認められない例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区外で生産された商品と台東区のPR冊子をセットにしたもの ・ 区外で製造されたビールと区内で生産されたタオルをセットにしたもの ・ 海外製タブレット端末に区内で探索できるアプリを予めダウンロードしたもの
---------	---

七 当該地方団体の 区域内において提供される役務 その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

※社会通念上、区域外の同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、各地方団体の区域内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものはこれに該当しない。

認められる例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内で同区域の首長の一日体験を行うもの ・ 当該地方団体が区域内で主催する花火大会の観覧 ・ 当該地方団体直営の美術館、博物館等への入場（券） ・ 区域内で提供されるお墓の清掃サービス、雪下ろしサービス、見守りサービス
認められない例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内にある全国的に展開している飲食店における飲食 ・ 区域内にある全国的に展開している美容施設での施術 ・ 区域内を訪れず利用することができる宅配クリーニング

七の二 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における 宿泊の提供に係る役務 であること。

七の三 当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって 前号に該当しないもの のうち、次のいずれかに該当するものであること。

イ 当該役務の調達に要する 費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関

する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

七の四 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。

八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。

イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。